

大阪代協だより

Web版



INDEPENDENT INSURANCE
AGENTS OF OSAKA INC.

■発行者

一般社団法人 大阪損害保険代理業協会
会長 山中尚
大阪市北区梅田1丁目2番2-1400
大阪駅前第二ビル14-1-2
TEL06-6341-6085

■大阪代協ホームページ

<http://www.osakadaikyo.or.jp>



われわれは、次の募集規範を遵守し、消費者の利益に貢献します。

- 倫理規範 ①社会性・公共性の自覚 ②自己研鑽 ③信義・誠実性 ④信用の維持
行動規範 ①重要事項の説明 ②最適アドバイス
③アフターサービス・アフターフォロー ④顧客情報の守秘 ⑤法令の遵守

理事会だより

～ 3 月度理事会の報告事項です～

① 2019年度の支部事業計画が承認されました。

楽しく、勉強になる支部活動を計画的に進めて行きましょう。

② 2019 年度の優秀支部表彰制度が決定しました。

1：会員の入会数

(目標は4月に決定)

2：トータルプランナー受講者募集

(目標は10月に決定)

3：支部イベントの参加率

(ためになる支部イベント企画が鍵です！)

詳細は支部にてご確認下さい。優秀支部を目指して頑張りましょう！

③ ぼうさい探検隊に注力します。

2019 年度は5つ以上の団体で「ぼうさい探検隊」の活動を行い、「ぼうさいMAP」を提出する必要があります。

我々大人が取り組むことで、小学生の子どもたちに、街のどこに危険があるのか？危険にどう対処するのか？を学んでもらう貴重な体験を提供できます。

全員でこの取り組みを盛り上げましょう。

(記事：吹原事務局長)

4 月・5 月の予定

3日(水)	組織委員会	(大阪代協 会議室)
5日(金)	教育委員会	(大阪代協 会議室)
10日(水)	無料法律相談	(大阪代協 会議室)
12日(金)	CSR委員会	(大阪代協 会議室)
17日(水)	理事会	(大阪代協 会議室)
24日(水)	委員オリエンテーション	(S JNK 大阪ビル)
5月8日(水)	無料法律相談	(大阪代協 会議室)

※各支部会については大阪代協 HP からご確認ください。

[大阪代協](#) [検索](#)

はばたけ 1,000 への道

3 月度ご入会の会員です。

どうぞ宜しくお願いします。

所属支部	代理店名(敬称略)	代申会社
阿倍野	(株)シャル	東海日動
東	(株)朝日販売サービスセンター	三井住友
南大阪	(株)ASUNARO	三井住友
東	日本ハムビジネスアソシエ(株)	S JNK
船場	(株)中央保険センター	AD
堺	(株)みらいふ保険サービス	S JNK
東	(株)トップ	三井住友
東大阪	(株)ソフトスマイル	三井住友
船場	(株)ホリデー	三井住友

☆☆ 今後のセミナー情報 ☆☆

みんなで勉強し、研鑽を積みまよう！！

◆5月23日(木)14：40～ 大阪代協会員大会

「万博の招致で目指す大阪・関西の未来」

@損保会館 問合先：事務局

◆8月 7日(水)13：00～ 2019大阪代協オープンセミナー

プロフェッショナル代理店にチャンス到来！

「強みの経営スタイルを学ぶ」

@毎日新聞社オパルビル 問合先：事務局

☆☆ 体制整備情報 ☆☆

「森の賢者 ふうたのワンポイントレッスン Part3」
Vol.12が配信されました。今回はお客様の声についてです。PDCAを基本とする体制整備には欠かせない取り組みです。是非ご一読下さい。

～近畿地方の有感地震は年間 200 回～

地震保険セミナー～『地震と津波』リスクについて～開催

3月14日(木)午前10時から、日本代協阪神ブロック協議会(塩谷広志ブロック長)並びに損害保険協会近畿支部(米川孝委員長)の共催による「地震保険セミナー～『地震と津波』リスクについて～」が、大阪市中央区の大阪損保会館9階講堂で開催されました。このセミナーには、大阪代協をはじめ、兵庫県代協、和歌山代協の会員、損保各社社員など180名強が参加しました。

開会にあたり、損害保険協会近畿支部委員長の米川孝氏(写真右)が挨拶に立ち、「昨年6月の大阪府北部地震では6名が犠牲になり、5万6000件を超える建物が被害を受けました。改めてわが国ではいつ、どこでも地震は起こり得ると認識させられました。昨年12月末時点で地震保険から約14万件、1033億円の保険金が支払われました。これは、阪神淡路大震災を抜いて歴代第3位となります。消費者には地震保険が経済的備えとして大きな役割を果たしていることを実感していただけたと思います。2018年末の阪神地区の地震保険の付保状況は、保有契約件数が5%以上、新契約件数は10%以上増加しています。これは代理店の皆様のご活躍の証です。しかし、2017年度末での状況をみると、大阪府が59.8%、兵庫県が57.8%、和歌山県が61.6%と全国平均の63%を下回っています。今一度、皆様に阪神地区の地震リスクについて理解を深めていただき、地震保険普及に向けてどのような方法が有効かを認識していただくことが重要であると考え、本日のセミナーを開催することにしました」と述べました。



また、来賓の大阪府管理室防災企画課地域支援グループ課長補佐の朝倉一郎氏(写真左)が「昨年は、大阪府北部地震、台風21号といった大災害に見舞われ、改めて自然災害の脅威を実感し、災害に対する備えの重要性を認識した1年でした。大阪府では2年にわたり災害に関する意識調査を行いました。自然災害に対する意識は約30ポイント高くなっているにもかかわらず、実際にその備えは横ばい状況であることが分かりました。防災に関しては、行政だけでは難しい面があります。民間のご協力をいただきたい」と挨拶しました。

講演では、大阪管区気象台地震火山課地震津波防災官の藤田真樹氏(写真右)が「大阪・兵庫・和歌山における地震・津波リスクについて」を話しました。同氏は、2018年中に近畿地方にお



いて体を感じる地震が200回、感じない地震を加えると2万6,000回発生したことを報告し、とくに大阪・兵庫・和歌山は全国的にも活断層が多い地域であり、現在注目されている南海トラフ地震とともに活断層を原因とする地震への注意も促しました。さらに、地震・津波発生メカニズムとそれが及ぼす被害を解説する中で、「活断層の有無に関わらず被害を伴う地震は発生する」「南海トラフ地震は繰り返し発生してきた」と地域のリスクを知ることの重要性を述べ、「震度5弱から被害が出始める」「高層ビルを襲うもう一つの揺れ『長周期地震動』に注意」「津波は20～30センチでも人は流される」と地震・津波の怖さや留意点を解説しました。その上で、地震・津波の被害を軽減するには、①地震・津波の特徴を知ること ②地震は普段の備えが大切(危険個所の把握も忘れずに)

③津波から避難する（避難訓練は必ず行う） ④気象庁発表の緊急地震速報、津波警報などを活用するといったポイントを挙げました。そして、「地震はどこで起きても不思議ではありません。緊急地震速報が鳴ったり、実際に揺れを感じたときは周囲の状況に応じて慌てずに、まず身の安全を確保する行動を取ること。そのためには、様々な場面において、日ごろから地震が発生した場合に自分が取るべき行動をイメージしておくこと、訓練しておくことが大切です」と締めくくりました。



引き続き、各府県代協の地震保険普及に向けた取組みが発表されました。まず、大阪代協の株式会社オフィストゥワン代表取締役の芳賀孝之氏(写真左)が、LINEを活用して社員間で情報を共有し万一の際は迅速に対応できる体制を整える、他県の代理店との提携を行う、万一に備えて予行演習を実施するなど、同社が実践しているBCPを具体的に紹介し、それに基づいて大阪府北部地震でお客様対

応した結果、非常に感謝され、それが新たな契約に結びついたと話しました。

次に、兵庫県代協の株式会社共盛代表取締役の山口善克氏(写真右)は、地震保険は建物の新旧に関係なく当面の生活費を賄うためのものであることをお客様に訴えていること、地震保険補償の基となる火災保険の契約時には建物の登記簿を取得して不備のない補償を確保するなどといったことが信頼につながり、80%以上の付保率に結びついていると発表しました。



また、同じく80%を超える付保率である和歌山代協の株式会社ベストパートナー取締役会長の門靖夫氏(写真左)は、安政の大地震津波の際に稲むらに火をつけることで村人を救った濱口梧陵を紹介し、その教えを将来につなぐことが保険代理店の使命であると強調。それを果たすために非常時の備品や衛星電話を設置したり、年1回避難訓練を実施するなどの社内体制を整えた上で、全てのお客様に根気よく丁寧に地震保険の案内と継続的な情報発信でサポートすることが大切だと述べました。



セミナー最後には、塩谷ブロック長、大阪代協の山中尚会長、和歌山代協の中村利雄会長、米川委員長、損害保険協会近畿支部兵庫損保会の中島康将会長、同支部和歌山損保会の新甚博史会長が壇上に整列し、それぞれの団体の立場で地震保険普及に向けて力強く決意表明しました。

閉会の挨拶では、日本代協の黒石光寿理事が「地震保険は、被災した方々が暗闇の中から将来に向けて最初の一步を踏み出す『希望の光』となる力を有しています。地震保険の必要性を広く消費者に伝え、加入者を増やしていくことは損保業界の社会的使命にほかなりません。心を一つにして取り組んでいきましょう」と呼びかけ、終了となりました。

(記事：新日本保険新聞社)

～自然災害でも損害賠償？～

堺支部 『自然災害と損害賠償実務』セミナーを開催しました

3月8日(金)午後2時よりAIG損害保険株式会社 南大阪支店にて堺支部の支部総会と講演が開かれた。支部総会は、会員36名・来賓5名が参加、講演には、45名が参加しました。

なお、講演のテーマは『自然災害と損害賠償実務』で講師はZEN法律事務所の代表弁護士 崔博昭氏(写真右)と弁護士 久岡秀行氏。まず、崔弁護士より「不可抗力」と「瑕疵」についてお話をいただきました。自然災害による損害賠償について全てが





「不可抗力」として責任を免れることはあり得ない。「不可抗力」と考えられるものは相談を受ける事案の80%～90%であり、残りの10%～20%は「**土地工作物責任（民法717条）**」として責任を負わなければならないとのことでした。続いて久岡弁護士(写真左)より裁判例をもとに「土地工作物責任」についてのお話をいただきました。土地工作物責任の適用のポイントとして、①**土地の工作物**が原因となり、他人に被害が発生したこと。②その工作物の設置又は保存に瑕疵があったこと。

即ち、当該工作物が**通常要求される安全性**を備えていたか否かで責任の有無が異なります。この前提のもと「地震に関する裁判例」と「台風に関する裁判例」を紹介いただきました。また、判決に関しては裁判官によって判断が異なることがあるとのことでした。今回、この講演を通じて我々代理店としてお客様へ日頃から工作物のメンテナンスを心掛けるよう助言しなければならないこと、自然災害であっても賠償責任が発生するケースがあることが判りました。



【土地工作物責任について】

土地工作物責任（民法717条）

土地の工作物の設置又は保存に**瑕疵（欠陥）**があることによって**他人に損害を生じたときは**、その工作物の占有者は、**被害者**に対してその損害を賠償する責任を負う。

ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、**所有者**がその損害を賠償しなければならない。

【自然災害に関する裁判例は次頁のとおりです】

地震に関する裁判（認容例）

●東京地裁 平成 25 年 2 月 12 日判決

（事案の概要）

東日本大震災により、階上住戸内の電機温水器の配管が断裂し、階下住戸に漏水が発生した。それにより、原告の所有するコンピューター等が故障した事案。

（裁判所の判断）

電気温水器の瑕疵を認めて、階上所有者の賠償責任を肯定。

① 震度 5 強～6 強、 ② 設置から約 26 年 5 か月経過、③ 外観上は問題なし ④ 近隣の住宅でも同様の事故（認容額）

原告の請求 約 300 万円 認容額 42 万 2000 円

地震に関する裁判（否定例）

●東京地裁 平成 24 年 11 月 26 日判決

（事案の概要）

東日本大震災の際に、上階に設置された給湯配管に亀裂が生じて、階下に漏水事故が発生した事案。

（裁判所の判断）

本件地震の発生当時において、給湯配管の設置又は管理に瑕疵があったとは認められないとして、上階部屋の所有者の損害賠償責任を否定。

① 震度 5 強？ ② 設置から 19 年以上経過、③ 減価償却年数は 15 年、④ 約 1 年前に業者による点検を実施。

地震に関する裁判（認容例）

●神戸地裁 平成 11 年 9 月 20 日判決

（事案の概要）

阪神・淡路大震災により賃貸マンションの一階部分が倒壊し、賃借人が死亡した事案。

（裁判所の判断）

裁判所は、当該マンションの賃貸人・所有者の土地工作物責任を肯定。

① 震度 7、② 本件建物の設計上の不備（認容額）

原告の請求 約 3 億円 認容額 約 1 億 3000 万円

台風に関する裁判（認容例）

●福岡高裁 昭和 55 年 7 月 31 日判決

（事案の概要）

台風で飛散落下した屋根瓦が隣家建物を損傷した事案。

（裁判所の判断）

屋根瓦の設置又は保存に瑕疵があるとして、当該建物の所有者の損害賠償責任を肯定。

① 風速 14～18 m/秒、② 過去に屋根瓦に異常はなかった ③ 近隣の建物に比較して被告の屋根瓦の被害状況が大きかった等。（認容額）

原告の請求 38 万 5000 円 認容額 12 万 8300 円

台風に関する裁判（認容例）

●東京地裁 平成 19 年 4 月 11 日判決

（事案の概要）

被告から、建物の一室を賃借していた原告が、天井から大量の漏水があり、保管していたレコーディング用音楽機材が水浸しになり、使用不能になった事案。

（裁判所の判断）

本件建物は、建物が通常備えるべき安全性を欠いており、その設置又は保存に瑕疵があったとして、請求を一部肯定。

① 昭和 26 年以降最強の勢力、② 他でもがけ崩れや浸水害が多数発生 ③ 以前にも漏水が発生していた等。（認容額）

原告の請求 1058 万 6400 円 認容額 800 万円

（記事：堺支部 大谷記者）

～早春の神戸は爽やかな風が吹いていました～

教育委員会 レクリエーションに行ってきました

平成 31 年 3 月 9 日（土）教育委員会恒例春のレクリエーションを開催いたしました。



平成 30 年度の人材育成、コンサルティングコース運営、受講者募集等無事に成果をあげて、一年間を乗り切った解放感の中楽しく1日を過ごしました。当日は、好天にも恵まれ、参加者 13 名が、阪神住吉駅で集合しました。

まず灘五郷の白鶴酒造資料館の見学。大正初期に建造された酒蔵を利用した資料館で、昔ながらの酒造りの工程や作業内容が立体的に展示され、展示物の人形がリアルすぎてビックリ。

試飲会場には日本酒やフルーツのお酒や、お酒のソフト

クリームもありました。

春の陽気の中、お散歩がてら「世界一の朝食」で有名な神戸北野ホテルに移動して朝食ではなくランチ。食事を慈しみ、くつろぎに身をゆだねる歓びを味わいました。「美味しい」の一言！

午後からは、「異人館山の手4館パス」を購入して北野異人館を散策。しかし、坂が予想以上にきつく、日ごろの運動不足には堪えませんでした。坂の上の異人館では、中国モダニズムを体感してオリエンタル趣味に触れ、パワースポットの門をくぐりました。そして、北野外国人倶楽部へ。ここは、エトランゼの社交倶楽部を再現しており、貴婦人の衣装を着た娘さんたちが写真撮影をしておりました。山手八番館は、不思議な椅子のある異人館で、そこにある椅子に腰かけてお願い事をすると叶う、北野最強のパワースポットです。

最後は、有名なうろこの家です。神戸で最初に公開された代表的な異人館で、展望ギャラリーからは、神戸の街と港が一望できます。ここにも、イノシシの鼻先をなでると御利益があるパワースポットがあります。

散々歩き回って、皆でコーヒータム。春の陽気の中、日常と違う時間を楽しめて、リラックスできたレクリエーション。教育委員会の絆が益々強くなった一日でした。



（記事：教育委員会 山本副委員長）